蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選考実施要項

1 目的

この要項は、蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考員会設置及び運営要綱に基づき、蓮田市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。) 及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の候補者を選考するため必要な事項を定めるものとする。

2 農業委員に関する事項

- (1) 選考する候補者の人数
 - ① 農業委員会の委員は、蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進 委員の定数を定める条例(以下「条例」とする。)に基づいて、14人と する。
 - ② 認定農業者並びに認定農業者に準ずる者を8人以上、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1人以上選考する。
 - ア 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の2に規定する認定農業者をいう。また、認定農業者に準ずる者とは、直ちに認定農業者にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者をいう。農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)第8条第5項の規定に基づいて、認定農業者等の人数は、委員の過半数であることとされている。
 - イ 法第8条第6項の規定に基づいて、農業委員会が所掌に属する事務に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされている。

(2) 選考基準

- ① 信用審査
 - ア 法第8条第4項の規定に基づいて、欠格条項に該当する者は、 委員となることができないとされている。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を 受けることがなくなるまでの者
- ② 推薦又は応募に伴って提出された書類等を基に審査及び選考する。
 - ア 推薦又は応募に伴って提出された書類等の審査及び選考は、選考委 員各自が、別表の評価項目、評価の視点に基づいて行う。
 - イ 選考委員の評価点を合計し、評価点数の上位順より選考する。
 - ウ 地域のバランス、年齢・性別等に著しい偏りがないように配慮する。

- 3 推進委員に関する事項
 - (1) 選考する候補者の人数 農業委員会の推進委員は、条例に基づいて、6人とする。
 - (2) 地区別選考人数 地区別に選考する推進委員の人数は、農業委員会の定めに基づき、下記の とおりとする。
 - ① 黒浜地区 2人
 - ② 蓮田地区 2人
 - ③ 平野地区 2人
 - (3) 選考基準
 - ① 信用審査
 - ア 法第8条第4項の規定に基づいて、欠格条項に該当する者は、 委員となることができないとされている。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を 受けることがなくなるまでの者
 - ② 推薦又は応募に伴って提出された書類等を基に審査及び選考する。 ア 推薦又は応募に伴って提出された書類等の審査及び選考は、別 表の評価項目、評価の視点に基づいて行う。
 - イ 選考委員の評価点を合計し、評価点数の上位順より選考する。
 - 4 候補者の選考結果の報告 選考委員会は、選考結果を市長に報告する。